



介護保険制度の仕組み

今回は、要介護認定の仕組みや運営状況などについてお知らせします。

介護保険の要介護認定の仕組み

介護サービスを利用するためには、市の高齢いきがい課に申請して「介護や支援が必要である」との認定を受けることが必要です。窓口で申請すると、訪問調査や審査を経て、介護が必要な状態かどうか、またどのくらいの介護が必要であるかが決まります。

介護認定が受けられるのは、65歳以上の人（第1号被保険者）と、40歳から65歳未満（第2号被保険者）で、初老期痴呆や脳血管障害など、老化に伴う病気によって介護等が必要になった方です。

要支援・要介護と認定されると、介護サービスを利用することができ、介護サービスを利用する前に、利用するサービスの内容を具体的に盛り込んだ居宅または施設サービス計画（ケアプラン）を作成する必要があります。

なお、在宅サービスの場合は、依頼した居宅支援事業者名を市に届け出てください。

介護認定が受けられるのは、65歳以上の人（第1号被保険者）と、40歳から65歳未満（第2号被保険者）で、初老期痴呆や脳血管障害など、老化に伴う病気によって介護等が必要になった方です。

要支援・要介護状態のめやす

要介護状態区分	心身の状態の例
要支援	食事や排泄はほとんど自分でできるが、掃除などの身の回りの世話の一部に介助が必要。など
要介護1	食事や排泄はほとんど自分でできるが、身の回りの世話に何らかの介助が必要。立ち上がり等に支えが必要。など
要介護2	食事や排泄に介助が必要なことがあり、身の回りの世話全般に介助が必要。立ち上がりや歩行に支えが必要。など
要介護3	排泄や身の回りの世話、立ち上がり等が自分でできない。歩行が自分でできないことがある。など
要介護4	排泄や身の回りの世話、立ち上がり等がほとんどできない。歩行が自分でできない。問題行動や全般的な理解の低下がみられることがある。など
要介護5	食事や排泄、身の回りの世話、立ち上がりや歩行等がほとんどできない。問題行動や全般的な理解の低下がみられることがある。など

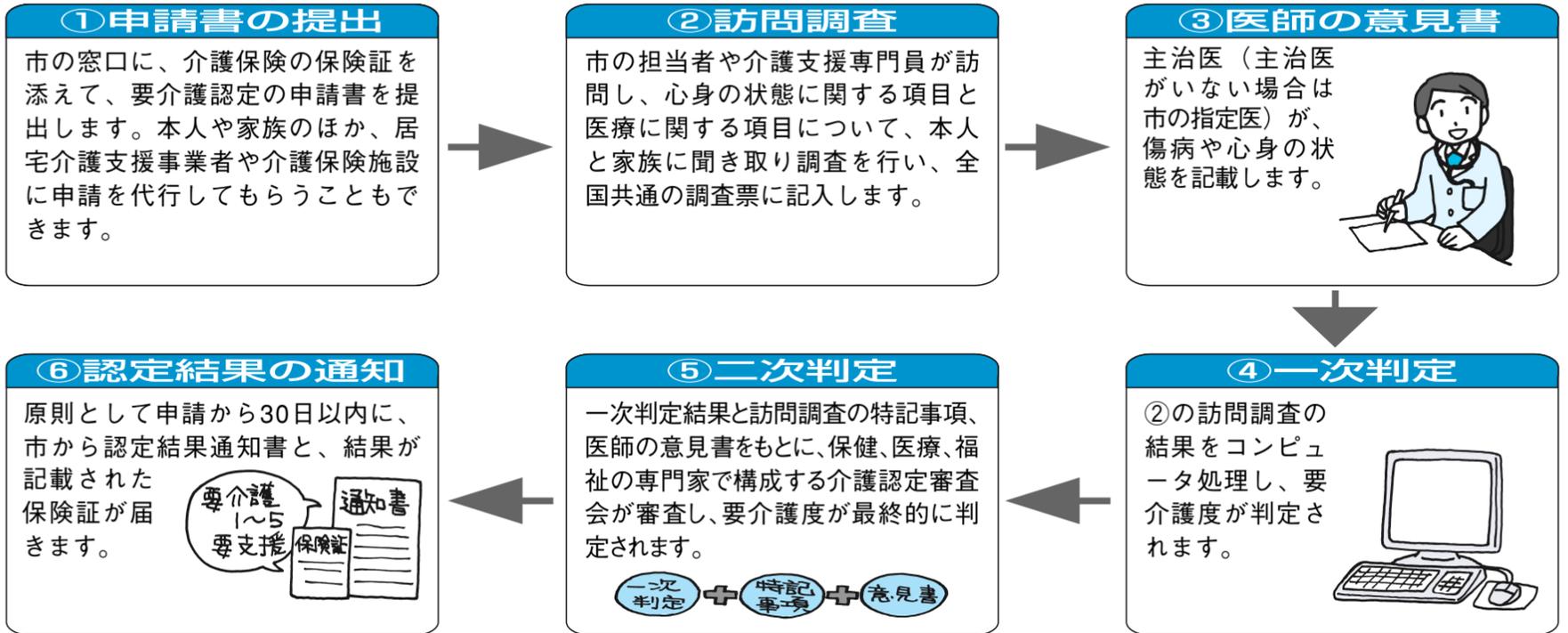
在宅サービスが利用できます

在宅サービスと施設サービスが利用できます

高齢いきがい課
☎ 443・449

非該当（自立） 介護保険によるサービスは受けられませんが、生活支援事業など、市が行う保健・福祉サービスの利用を検討してみましょう。

要介護認定の流れ



平成15年度 介護保険料（年額）

段階	対象者	保険料（年額）
第1段階	生活保護を受給している方、市民税世帯非課税で老齢福祉年金を受給している方	18,100円
第2段階	本人および世帯全員が市民税非課税の方	27,100円
第3段階	本人が市民税非課税の方（世帯内に市民税課税者がいる場合）	36,200円
第4段階	本人が市民税課税者で平成14年中の合計所得金額が200万円未満の方	45,200円
第5段階	本人が市民税課税者で平成14年中の合計所得金額が200万円以上の方	54,300円

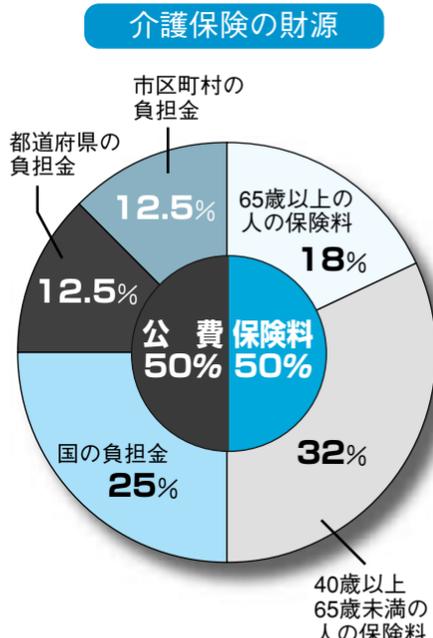
生活保護を受給していますか
はい → 第1段階
いいえ → 次へ

ご本人が老齢福祉年金を受給していますか
はい → 第1段階
いいえ → 次へ

世帯の方全員が市民税非課税ですか
はい → 第2段階
いいえ → 次へ

ご本人が市民税非課税ですか
はい → 第3段階
いいえ → 次へ

合計所得金額は200万円未満ですか
はい → 第4段階
いいえ → 第5段階



介護保険制度は、国や県、市が負担する公費と40歳以上の市民の皆さんに納めていただく保険料を財源として運営しています。介護サービスを十分に整備するために、保険料は必ず納めてください。

介護保険は皆さんの保険料で運営されています